

東久留米市地域産業推進協議会

報告書

(平成31年2月～令和3年2月)

目 次

第1	地域産業推進協議会について	1
第2	各事業部の取り組みについて	2～25
2-1	情報発信推進事業部	2～7
2-2	イベント推進事業部	8～12
2-3	新産業創出推進事業部	13～24
第3	協議会の今後の展開について	25～28
	参考資料	29～37

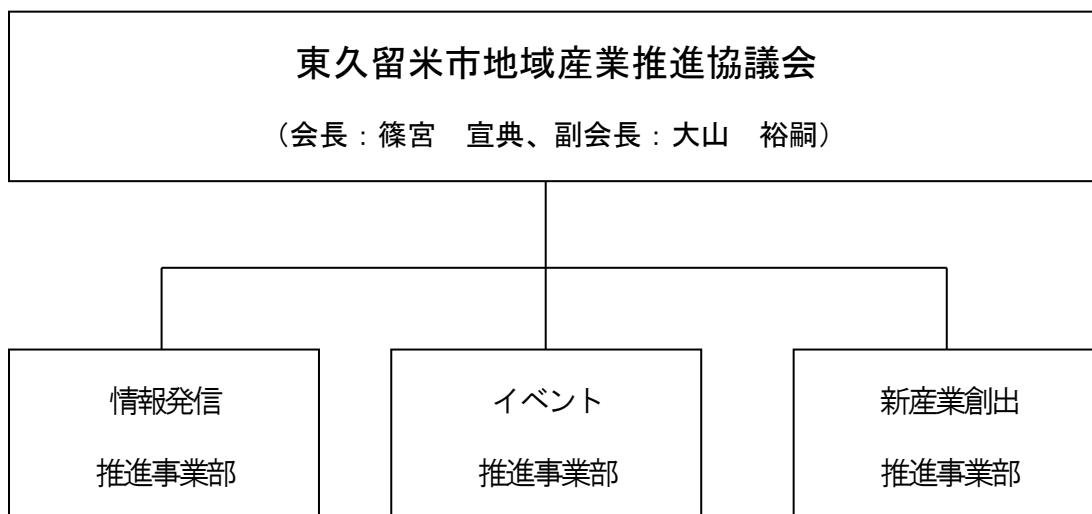
※本報告書では人物名・法人名等については敬称を省略させて頂いております。

第1 地域産業推進協議会について

平成 31 年 2 月 25 日「10 年以上にも渡る本会議体の歴史を引き継ぎ、『にぎわいと活力あるまち』として東久留米をさらに発展させるため、様々な分野について活発なご議論をお願いしたい」との市長の思いとともに委員の委嘱が行われ、地域産業推進協議会（※）（以下「協議会」という。）が、発足した。任期は、令和 3 年 2 月 24 日までの 2 年間である。

今期協議会は、会長、副会長をはじめとする委員 9 名が前期からの再任となり、これまで進めてきた産業振興をさらに磨き上げることを目的として、前期に引き続き、イベント推進事業部会、情報発信推進事業部会、新産業創出推進事業部会の三部会体制とし、具体的事業の更なる推進に取り組んだ。

※ 平成 14 年度に「東久留米市地域産業振興会議設立準備会」が設置され、翌 15 年度に「東久留米市地域産業振興会議」を設立した。平成 17 年度には名称が「東久留米市地域産業振興委員会」に変更となり、平成 20 年度以降は「東久留米市地域産業推進協議会」へ移行した。



地域産業推進協議会の様子



並木市長へ地域産業推進協議会報告書を提出

2-1 情報発信推進事業部報告

(1) 取り組み・実績報告

【事業部設置の経緯】

東久留米市地域産業推進協議会設置要綱第7に基づき、市内のあらゆる地域資源を広く発信する事業部として、第5期に引き続き情報発信推進事業部が設置された。商工業関係者2名、農業関係者1名、有識者1名の4名で構成されることとなった。

1. SNS「東京はっこチョコっど東久留米」・YouTube「はしチョコちゃんねる」

第5期から運用が開始された Facebook に併せ、主に若年層に利用されている Instagram での運用を開始するとともに、柔らかくより親しみやすいイメージとするため、アカウント名を「東京はっこチョコっど東久留米」に変更した。

協議会委員全員が投稿するよう努め、週に2回程度の定期的な情報発信を行うことで、着実に「はしチョコファン」を増やしてきた。令和3年2月24日現在、Instagram のフォロワー数は844人にのぼる。

しかしながら、普段事業を抱えている委員が多く、定期的な情報発信が難しい期間も発生してしまった。この課題を解消するため、東久留米市内に在住、在勤、在学の者を対象として投稿権限を付与する「はしチョコサポーター制度」を導入し、市の魅力を定期的に発信するよう努めた。

また、5Gの導入による動画コンテンツの利用者増加を見据え、令和2年7月より YouTube 「はしチョコちゃんねる」を立ち上げるとともに、市のホームページリニューアルに伴い、「はしチョコ」専用ページを開設した。元来「東久留米の観光情報 Higashikurume Tourist information」に、はしチョコ情報が掲載される階層があったが、市ホームページトップのバナーより直接はしチョコページへ遷移できることとなったため、よりはしチョコ情報を市民に知らせ易くなった。

はしチョコページバナー画像



YouTube

「はしチョコちゃんねる」

QRコード



考 察

事務局の人事異動や委員の繁忙期などで投稿が滞らないようサポーター制度をうまく活用していく必要がある。HP のリニューアルは、SNS を利用しない層にもはしチョコを認知してもらうきっかけとなった。地域に密着した情報発信が話題となり、FM ひがしくるめ「Colorful Sounds Party!」の番組内に、はしチョコ投稿記事を紹介する「湧水の妖精・るるめちゃんからのお便り」が設けられるなど、この 2 年間で広く認知された。今後は、既存の Facebook や Instagram の写真系 SNS に併せ、動画系 SNS を活用し、これらの層をはしチョコファンに取り込みたい。

2. ゆるキャラ®グランプリ投票啓発の取組み

「東久留米市地域資源 PR キャラクター湧水の妖精るるめちゃん」(以下、「るるめちゃん」という。)は、平成 27 年度よりゆるキャラ®グランプリに継続してエントリーしてきたものの、今ひとつ投票率が伸び悩む状況であった。新たな成果を見出すことが困難である等の理由により、令和元年度のエントリーについて慎重に検討を行ったが、るるめちゃんをモチーフとしたデザインマンホール蓋の製作や市制施行 50 周年に向けた機運醸成などを目的として引き続きエントリーすることとした。

しかしながら、これまでと同様にチラシやポスターによる周知では例年と同等の結果となることが予測されたため、例年以上の取組みが必要であると議論し、各地域で開催される夏祭りを利用して以下の日程で着ぐるみを使った投票啓発活動を目的とした販やかしを行った。

夏祭り名称	日程	時間
東久留米団地夏祭り	令和元年 8 月 3 日 (土)	午後 4 時 45 分から
東久留米駅前夏祭り	令和元年 8 月 3 日 (土)	午後 5 時 50 分から
滝山・前沢みんなの夏祭り	令和元年 8 月 24 日 (土)	午後 5 時から

結果として、前年 (1,852 ポイント) を大きく上回る 2,034 ポイントを獲得し、順位も 507 キャラクター中 92 位 (前年 688 キャラクター中 203 位) と飛躍的な上昇を果たした。

考 察

ゆるキャラ®グランプリへのエントリー件数が全国的に減少傾向にあるため、一律の比較が困難であるものの、2日間計3か所の夏祭りで賑やかしを行うことで目を見張る成果があったと評価している。最後のエントリーとして迎えた令和2年度のゆるキャラ®グランプリでは、令和元年度よりさらに良い結果を目指すことが期待されたが、新型コロナウイルス感染拡大に伴い、着ぐるみの使用その他啓発活動が制限された。結果として得票数1,322ポイント（395キャラクター中156位）と大きく順位を落とすこととなったが、啓発活動に成果が伴うことが証明されたという点では前向きに捉えたい。

3. 多摩の魅力発信イベントへの参画

より多くの方々に多摩地域の魅力を認識してもらい、訪問してもらう契機とするため、東京都と多摩地域市町村との共同で、多摩地域の様々な魅力（特産品、観光資源など）を発信する「多摩の魅力発信イベント」を令和元年11月15日（金）、16日（土）の2日間、豊洲市場で開催された。

本イベントでは、情報発信推進事業部会委員として担当者説明会に参加するなど構築の段階から参画し、約半年間にわたる入念な準備を行った。東久留米市として出品・出展する内容については東久留米市商工会や東京みらい農業協同組合など、他団体の協力を得ながら地道に概形を構築した。

市民みんなのまつりの翌週というタイトなスケジュールであったが、東久留米青年会議所の助けもあり、10㎡に満たないブースに2日間で延べ28人が参加し、他の自治体を圧倒するほどの盛り上がりを見せた。とりわけ16日（土）に行った柳久保ラーメンの飲食提供では昼時には10人近くの行列ができるなど大盛況であり、東久留米市ブースの異様な雰囲気誘われた小池東京都知事に「璃の香レモン」と「東京百花はちみつ」をお買い上げいただいた。2日間の総売り上げは214,600円であった。

品目	入荷数	販売数	15日	16日
柳久保ラーメン（飲食）	100食	220食程度※1（完売）		✓
柳久保ラーメン（物販）	100パック	20パック程度※1（完売）	✓	✓
柳久保うどん	50箱	6個	✓	✓
東京ジャム	110個	77個（うち6個試食）	✓	✓
東京百花はちみつ	40個	40個（完売）	✓	✓
リスボンレモン	74個	74個（完売）	✓	✓
璃の香レモン	19個	19個（完売）	✓	✓
ミニシクラメン	20鉢	20鉢※2	✓	✓
パンジー	20鉢	20鉢※2	✓	✓

※1 物販予定の品を飲食として提供したため、詳細な販売数については把握できず

※2 お買い上げいただいた方へのプレゼントとして無償配布した

考 察

担当者会議等、事業構築の段階から部会委員が参加することで、協議会内における、イベントへの機運が高まった。結果として、協議会委員の所属団体から多くの参加者があり、他の団体ブースを寄せ付けられないほどの盛り上がりを見せた。東久留米青年会議所が選定した東久留米大使「ストレリチア」による若さ溢れるパフォーマンスもイベントを大いに盛り上げる一因になった。また小池都知事に特産品をお買い上げいただくなど、市の情報発信としては最大の効果を発揮したと評価したい。

4. デザインマンホール蓋のモチーフ選定

東京都産業労働局による「デザインマンホール蓋設置・活用等推進事業費補助金（10/10）」を活用し、るるめちゃんをモチーフとしたデザインマンホールを製作した。

るるめちゃんの複数のポーズのうちデザインマンホール蓋4枚のモチーフとなるポーズを選定するにあたり、令和元年7月1日から7月5日までの5日間、はしチョコによるフォロワー投票を行った。

当初は4ポーズのうち1ポーズから2ポーズ程度を選定する予定であったが、得票数が拮抗したことから、4案全てをマンホール蓋のデザインとして採用することとした。

	モチーフ	イメージ	順位
①	柳久保小麦		1位
②	流れる		2位
③	祭		4位
④	振向き		3位

考 察

限られた期間内において市民意見の集約が求められるなか、SNS の特性を最大限發揮し、学生から子育て世代の若年層を中心として、多くの投票をいただくことができた。

今後の SNS 活用方法としては、一方的な情報発信に偏らないよう留意するとともに、アンケート機能等を活用し、とりわけ子育て世代等を中心とした「サイレント・マジョリティ」の意見を幅広く集約することが期待され、今般の取り組みは、そういった活用に向けた大きな一歩となったと評価している。

5. 情報発信セミナー開催に向けた検討

高齢化が進む市内の事業者等に向け、新たな販路の開拓等、WEB や SNS を活用した効果的な情報発信を目的とした「Instagram 情報発信セミナー(以下「本セミナー」という。)」の開催を決定した。

事業を構築する過程において、ターゲットやコンテンツを絞り、より効果的に情報を拡散させることに照準を当て、とりわけ Instagram を効果的に活用する術に長けている「プレイライフ株式会社」を講師とすることとし、複数回にわたる打合せを経て、令和 2 年 3 月 7 日(土)に第一回を開催する決定をした。

しかしながら、令和 2 年 2 月頃から、新型コロナウイルス感染拡大に伴い、市開催のイベントが軒並み中止を決定するなか、本セミナーについても開催が困難となり、令和 2 年 5 月 23 日の第二回予定日まで延期の決定をした。

以降、新型コロナウイルス感染症が沈静化する見通しが全く立たないなか、緊急事態措置期間中に書面開催された第 5 回地域産業推進協議会において「期間を定めない(無期限の)の延期」とし、以降、新型コロナウイルス感染症の拡大状況を注視しながら判断していくこととした。

令和 2 年 7 月 27 日に開催した第 14 回情報発信推進事業部会において、新型コロナウイルス感染症の今後の情勢が見通せない中での開催決定が困難であることから、残りの任期を踏まえ、第 6 期中の開催については断念し、「中止」の判断をすることとした。

考 察

第 6 期開始以降、入念に準備を進めてきた本セミナーの開催であったが、新型コロナウイルス感染拡大に伴い開催を断念せざるを得なかった。3 月 7 日に開催予定であった第一回セミナーには 17 名の応募があり、多くの事業者が期待していた情報発信セミナーの中止は非常に心残りであったが、リモートでの開催ではワークショップ等の実施が不可能となり、本セミナーに期待する効果が半減してしまうことから「中止」という苦渋の判断をした。今後の感染状況及びワクチン等の開発状況を踏まえ、第 7 期での対面での実施に期待したい。

6. マンガ「ブラック・ジャック」を活用した情報発信事業

市制施行 50 周年を記念し、マンガ「ブラック・ジャック」をモチーフとしたデザインマンホール蓋を製作するとともに、東久留米市商工会により東久留米駅西口ロータリー内花壇に等身大モニュメントを建造し、モニュメントの完成除幕式及び情報発信事業について、協議会が運営として携わることとなった。

検討にあたっては、令和 2 年 12 月に、イベント推進事業部会、情報発信推進事業部会の両事業部会から 2 名ずつ選出したプロジェクトチーム(以下「PT」という。)を編成し、短い期間での小回りの利く体制の構築を図ることとした。

活発な議論により、新しい生活様式に即した形での完成除幕式及び情報発信事業の内容が構築されつつあったが、令和3年1月7日に発令された緊急事態宣言を受け、市、商工会、手塚プロダクションの三者で協議を行った結果、完成除幕式の縮小が決定されたことから、PTの活動についても併せて中止することとなった。

PT会議開催状況

開催回	開催日	決定事項
第1回	令和2年12月16日	・生配信の使用媒体について ・動画制作依頼先について
第2回	令和2年12月28日	・式典BGMについて ・ファシリテーターについて

考 察

今期事業部会の最後の取組みとして議論と準備を進めてきたが、新型コロナウイルス感染拡大に伴う緊急事態宣言の発令により、事業の中止を余儀なくされた。デザインマンホール蓋及びモニュメントの初披露イベントの機会は逸してしまったものの、事業部会の枠組みを越えた推進体制を図ることができたことは、次期活動に向けた一つの指標になったものと捉えている。また、デザインマンホール蓋やモニュメントのマンガ「ブラック・ジャック」を活用した情報発信事業の検討については、情報発信セミナーと併せ、次期への申し送り事項としたい。

(2) 今後の課題・継続事業

今期は、Instagram や YouTube の運用開始など、第5期で立ち上げた「東京はしっこチョコット東久留米」の磨き上げを中心に取り組んだが、これらの実績を活かし開催することとした「情報発信セミナー」については、新型コロナウイルス感染拡大に伴い中止という苦渋の決断を迫られることとなった。

SNS では着実にフォロワーを増やしていることから、この発信力を活かし、引き続き東久留米の魅力を伝えるとともに、地域産業推進協議会の活動を広く発信したい。

また、中止となった情報発信セミナー及びマンガ「ブラック・ジャック」を活用した情報発信事業については次期への申し送り事項とし、是非とも第7期での開催に期待したい。

2-2 イベント推進事業部会

(1) 取り組み・実績報告

【事業部設置の経緯】

東久留米市地域産業推進協議会設置要綱第7に基づき、主に、農業と商業との結びつきによる地域振興について取り組むことが期待され、第5期に引き続きイベント推進事業部が設置された。イベントを通じた地域の活性化について4名で取り組むこととなった。

1. 農業体験ウォーキングの開催

前期協議会で取り組んだ農業体験ウォーキングを、令和元年11月24日に「柳久保小麦」をテーマとして、本市の農業及び小麦に関する文化の啓発事業として開催した。前期に引き続き、イオンモール東久留米との共催で行った。本協議会は主に企画・運営を行い、広報や費用の負担はイオンモール東久留米が担うこととなった。本協議会委員をはじめ、柳久保小麦の会、ヒンメリの会、秋田緑花農園、煮いだんごの会にご協力をいただいた。

本事業は、平成29年11月と平成30年6月に引き続き3回目となるもので、今回は親子に限定せず、広く参加者を募集した。その結果、年齢層も子どもから高齢の方まで幅広く35名の方にご参加いただいた。



当日は残念ながら雨の影響で柳久保小麦の種まき体験は中止となってしまったが、種まき体験を予定していた畑で柳久保小麦の会会長から小麦に関する説明を受け、参加者は興味深く話を聞いていた。その後、南町地区センター、中谷製菓と移動してヒンメリ作りと

直売所での買い物を予定通り行い、タネニハガーデンの見学も行った。

全員がイオンモール東久留米にゴールし、煮いだんごの試食と閉会式を行った。



開会式の様子



ヒンメリ



柳久保かりんとう



タネニハガーデン

(実績)

・令和元年11月24日(日)

35名が参加

ウォーキングコース：

→ [集合] イオンモール東久留米 (むさしの Green Park)

→ [柳久保小麦種まき体験] 前沢の小麦畑

(※種まき体験は雨のため中止。代わりに柳久保小麦の会の講義を実施した)

→ [柳久保小麦の茎を使つての工芸品「ヒンメリ」作り] 南町地区センター

→ [柳久保小麦使用のかりんとう直売所を訪問] 株式会社中谷製菓

→ [花の直売所の訪問] タネニハガーデン (秋田緑花農園内)

→ [柳久保小麦・市内産野菜で作つた煮いだんごの試食] イオンモール東久留米

→ [解散] イオンモール東久留米

考 察

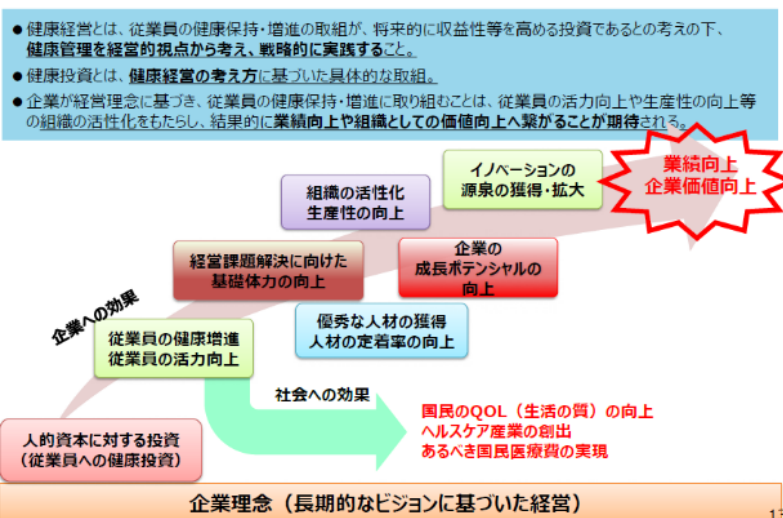
アンケートを行ったところ、柳久保小麦への関心が高いことが伺え、また行なってほしいという内容が多く寄せられた。そのほか、「地域のさまざまな取り組みや活動を知る機会としてとても貴重でした」という意見もあった。

好意的な意見を多くいただいております、今後も継続して本事業を行っていきたい。

2. スポーツ健康関連イベントの検討、「健康経営・健康投資」の情報共有

市内事業者の「健康経営」につながる事業として、女性だけでなく男性も参加しやすく、また、広く市民が体を動かすきっかけとなり、継続的に取り組んでいけるスポーツと産業振興が融合した事業の実施について検討を行った。その中で、健康管理を経営的視点で考える「健康経営・健康投資」について情報共有も行った。経済産業省によると、「健康経営」とは、従業員の健康保持・増進の取組みが、将来的に収益性等を高める投資であるとの考えの下、健康管理を経営的視点から考え、戦略的に実践することである。また、「健康投資」とは、健康経営の考え方に基づいた具体的な取組みのことである。

「健康経営・健康投資」とは



■ スポーツイベント（ヨガ）についての検討

女性だけでなく男性も参加しやすく、また、広く市民が体を動かすきっかけとなるようなスポーツということで、ヨガイベントの事例などを参考にスポーツイベント（ヨガ）について検討した。その中で、事業参加者だけでなく、広く市民が体を動かすきっかけとなり、継続的に取り組んでいけるように、事業で行うヨガ・体幹運動の動画を市ホームページに載せることが可能か検討することとなった。

■ 事業実施パートナーの検討

事業実施パートナーの候補者の一つとして、プロサッカー選手が代表を務める企業を候補とした。

市内事業者の「健康経営」につながる事業として、スポーツと産業振興の融合した事業の実施に向け検討してきたが、事業の実施までには至らなかった。

その後、令和2年度に取り組む事業について、再度スポーツイベント（ヨガ）及びマンガ「ブラック・ジャック」モニュメント完成除幕式等の開催についての2案を検討したところ、後者のマンガ「ブラック・ジャック」モニュメント完成除幕式の開催について取り組むこととなった。

3. マンガ「ブラック・ジャック」モニュメント完成除幕式の検討

市制施行50周年を記念し、マンガ「ブラック・ジャック」をモチーフとしたデザインマンホール蓋を製作するとともに、東久留米市商工会により、東久留米駅西口ロータリー内花壇に等身大モニュメントを設置することとなった。設置にあたり、モニュメントの完成除幕式及びトークイベント等について、協議会が運営として関わることとなった。

完成除幕式の実施にあたっては、令和2年5月14日に発出された会長所信（28ページに掲載）に基づき、コロナ禍における新しい生活様式に即した情報発信イベントとして位置付けた。このことから、令和2年12月に、イベント推進事業部会、情報発信推進事業部会の両事業部会から2名ずつ選出したプロジェクトチームを立ち上げ、令和3年2月10日実施予定として検討を行ってきた。その後、令和3年1月7日に新型コロナウイルス感染症拡大に伴う緊急事態宣言が発出され、完成除幕式の縮小が決定されたことから、プロジェクトチームの活動についても併せて中止することとなった。

考 察

今期のイベント推進事業部会の最後の取り組みとして検討を行ってきたが、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う緊急事態宣言の発令により、事業を中止せざるを得なくなった。

完成除幕式等でのデザインマンホール蓋やモニュメントを披露するイベントの機会はなくなってしまったが、事業部会の枠組みを越えた推進体制を図ることができたことは、次期活動に向けた一つのモデルケースになったものと考えている。

(2) 今後の課題・継続事業

今期の事業部会では、イベントを通じた地域の活性化に取り組むとの観点から協議を重ねた。令和元年11月に、協議会がブランド化を進めてきた「柳久保小麦」をテーマに「農業体験ウォーキング」を開催した。「柳久保小麦」は、協議会がこれまで進めてきたブランド化の取り組みや情報発信部会の発信等により、今年度、東久留米市農業振興計画の見直しのため実施した市民アンケートにおいて、市の特産品として70%を超える知名度を誇るものとなっている。

今後とも他事業部会と協力し、農産物に限らず市内の特産品や見どころを発信し、地域の活性化につながるようなイベントを行っていききたい。

また、協議会が運営に関わることとなったマンガ「ブラック・ジャック」モニュメント完成除幕式等については、新型コロナの影響もあり実施までには至らなかった。

今後は、しばらく新型コロナの影響が続くことが予想され、新しい生活様式に即したこれまでと違う形でのイベントをいかに行うかが課題である。

2-3 新産業創出推進事業部会

(1) 取り組み・実績報告

【事業部設置の経緯】

新産業創出推進事業部は、企業誘導及び市内の企業の市外流出防止、創業者の育成支援を図ることで東久留米市内産業を活性化させ、市の税収を増加させることを目的として東久留米市地域産業推進協議会設置要綱第7に基づき、第6期地域産業推進協議会内に設置された。新産業創出推進事業部では、3名の委員により、主に企業誘導及び市内の企業の流出防止、シェアキッチンによる創業支援について取り組んだ。

1. 企業誘導及び市内の企業の流出防止について

1) 取り組んだ理由

本部会は、第4期地域産業推進協議会に発足して以来3期に渡り、「企業誘導及び市内の企業の流出防止」に取り組んできた。その理由は当初から一貫しており、法人市民税の税収及び事業用地の確保という目的である。ベッドタウンとして市街化が進む東久留米市の税収は、市税収入に占める個人市民税の割合が非常に高く、平成30年度決算における市民一人当たりの法人市民税の税収は多摩26市の中で下から8番目となっている。今後、少子高齢化の進展が見込まれる中、個人市民税と法人市民税のバランスの取れた安定的な税収確保が課題となる。また、市内には住工混在等の事情により事業規模の拡大が困難となり、市外への転出を検討している事業者の存在があるとともに、既存事業者の事業規模の拡大や新たな企業等の誘導に活用可能な事業用地（主に、準工業地域）が市内には5%程度しかないという現状がある。さらに、当該地域に限らず、市全体において住宅化が進み、事業用地に適した土地が減少してきているところである。

こうした状況の改善を図るため、各土地の用途に適した活用方法、即ち、住宅用地には住宅、事業用地に事業所が建築されることを促すとともに、市内への企業誘導及び市内の企業の流出防止を図り、地元産業の安定化を繋げることによってバランスの良い市税収入を確保し、事業者の活力向上と市のさらなる発展に貢献するため、当該事業に取り組むこととした。

～【資料】26市の法人市民税収（統計東久留米 令和元年度）～

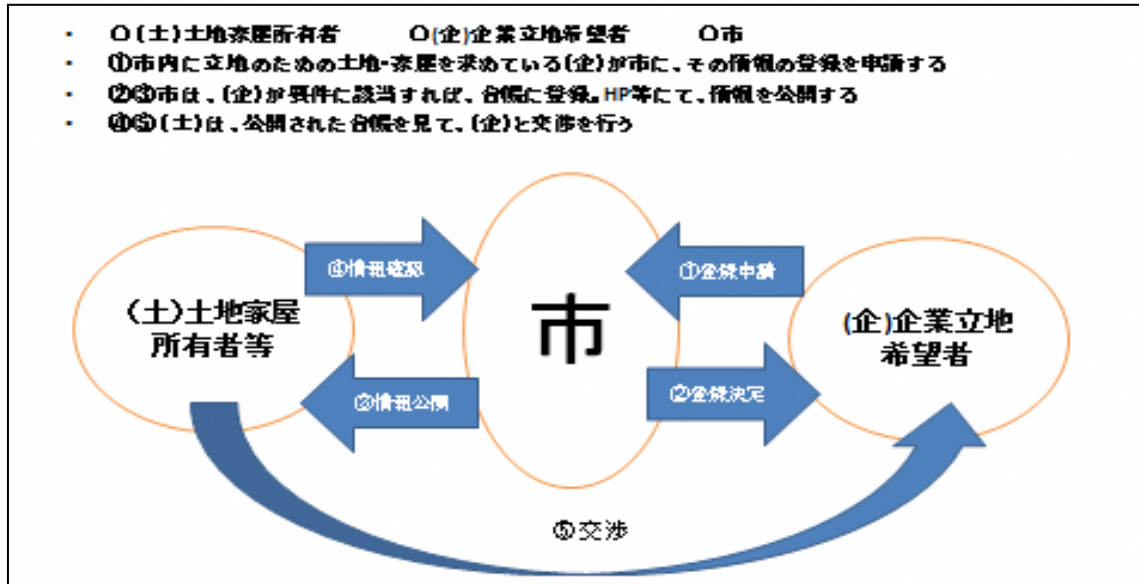
市名	人口 平成31年 1月1日現在	税総額		市民税		固定資産税	軽自動車税	市町村 たばこ税
		総額	住民1人 当たり(円)	個人	法人			
八王子市	562,460	90,602,914	161,083	36,573,844	5,380,560	35,728,309	714,956	3,182,156
立川市	183,822	40,307,881	219,277	13,245,014	4,942,467	17,646,039	184,163	1,243,809
武蔵野市	146,399	40,813,468	278,782	17,669,827	3,011,870	15,981,077	49,748	878,320
三鷹市	187,199	38,294,322	204,565	18,025,161	2,606,234	13,828,676	96,929	748,121
青梅市	134,086	19,841,468	147,976	7,740,745	1,077,037	8,406,231	264,854	830,069
府中市	260,011	52,827,215	203,173	20,210,673	5,834,522	21,950,990	178,924	1,336,751
昭島市	113,215	19,847,428	175,307	7,037,694	1,740,925	8,662,054	123,323	745,987
調布市	235,169	44,352,156	188,597	20,333,045	2,541,306	16,917,987	122,857	1,216,140
町田市	428,685	68,407,085	159,574	30,900,465	3,562,498	25,723,631	442,225	2,140,300
小金井市	121,443	21,451,213	176,636	10,818,289	774,758	7,486,440	59,482	484,698
小平市	193,596	31,652,178	163,496	13,968,979	2,496,436	11,927,877	137,221	794,474
日野市	185,393	30,880,647	166,569	13,279,473	2,216,327	11,879,629	160,777	835,541
東村山市	150,789	20,965,800	139,041	9,473,791	925,144	7,999,659	136,037	668,761
国分寺市	123,689	23,054,347	186,390	11,204,173	1,078,347	8,059,291	67,474	775,018
国立市	76,038	15,069,770	198,187	7,044,929	561,229	5,758,777	45,565	386,490
福生市	58,243	7,977,383	136,967	3,394,385	333,707	3,150,675	88,846	407,060
狛江市	82,481	12,502,511	151,580	6,603,074	353,855	4,195,346	44,177	339,308
東大和市	85,565	12,790,236	149,480	5,375,638	644,996	5,175,925	105,456	514,664
清瀬市	74,737	9,595,024	128,384	4,465,383	387,097	3,601,940	69,355	354,716
東久留米市	116,896	17,055,283	145,901	7,693,811	637,835	6,741,254	104,231	557,949
武蔵村山市	72,546	10,272,741	141,603	3,741,811	495,259	4,558,951	139,772	467,963
多摩市	148,745	29,237,529	196,561	10,624,891	2,181,601	13,823,059	116,674	763,150
稲城市	90,585	15,479,219	170,881	7,024,068	571,678	6,163,639	70,173	400,776
羽村市	55,607	10,523,849	189,254	3,543,985	956,827	4,713,594	92,286	393,426
あきる野市	80,851	10,735,250	132,778	4,495,856	386,355	4,402,880	192,739	396,834
西東京市	202,817	32,106,197	158,301	15,131,604	1,466,218	11,972,539	114,847	944,768

2) 具体的な取り組み内容

新産業創出推進事業部は、第4期地域産業推進協議会に発足し、準工業地域内に存在する一般財団法人 機械振興協会の敷地を活用した新たな企業等の誘導の可能性についての検討、土地の利活用を希望する所有者と市内に立地を希望する企業（市内の事業所を拡大したい企業、市外から東久留米市内に移転を希望する企業）のマッチングを図るための制度構築にかかる提言等を行った。前者については、独立行政法人中小企業基盤整備機構及び東京都と協議を行ったが、時期尚早のため実現は難しいとの結論になった。一方、後者については「東久留米市立地希望者情報の提供事業実施要綱」の施行に至り、準工業地域等の事業用地の確保に向けた取り組みが大いに前進した。市の報告によると、東久留米市立地希望者情報の提供事業に基づき利活用を希望する土地所有者等からの問い合わせが6件、また、市内に立地を希望する企業の4件の登録があった。立地を希望する企業とのマッチングにかかる各々の事案については個別事情があり、こちらに詳細を記載することはできないが、主に柳窪にある準工業地域の複数の土地に関し数回のマッチングが行われた。

その結果、残念ながら本部会が提言し、市が制定した「東久留米市立地希望者情報の提供事業実施要綱」に基づく登録企業のマッチングは、接道面や土地の形状の問題、金額の面等様々な要素により実現には至らなかったが、2件の事業用地化が決定したところである。

～【資料】東久留米市立地希望者情報の提供事業実施要綱のイメージ～



～【資料】登録事業者情報一覧～

東久留米市内の立地希望者情報						
以下の表に、東久留米市内で立地を希望する方の情報の一部を掲載しています。 詳細は下記までお問い合わせください。						
状態	登録番号	立地希望場所	職種	土地面積等	建物面積等	特記事項
	29-1		製造業	約300坪から400坪を希望	工場を建設する為	準工業地域 工場建設用地
	29-2		看板広告製作	100坪から200坪を希望	更地	購入希望
	29-3		建設業	100坪	倉庫、作業所に使用	
済	31-1	街道沿い、近隣駅からバス通勤可能な場所	製造業	1000坪	更地	

考 察

今期の本部会は、第4期地域産業推進協議会から取り組んできた企業誘導及び市内の企業の流出防止事業について、集大成として位置づけた。当該事業は、2期に渡る膨大な議論と実施体制についての試行錯誤の結果、マッチング制度及び関係機関との連携等の事業推進体制を構築してきたところである。

その結果、3期目となる今期においては、事業用地として利活用が可能な多くの土地の情報が本部会に集まり、土地所有者と事業者のマッチングに向けた交渉が複数回実施された。このような交渉には関係者の様々な思惑や、景気の動向等の複雑な要因が絡み合うため、非常に困難を極め、残念ながらマッチングの実現はしなかったが、交渉に至った土地は、全て事業用地になることが決定したところである。これは、本部会が目指した結果の最良のものではなかったが、本事業を実施する上でのノウハウ、また、事業の実施中に築かれた東久留米市商工会をはじめとした関連機関と緊密なる連携及び様々な情報提供・協力体制を得られる制度の確立は、6年間における着実な歩みの結実であり、大きな成果であると考えている。

2. シェアキッチンによる創業支援

1) 取り組んだ理由

シェアキッチンとは、主に飲食店の開業を希望する者を対象とし、飲食店営業許可や菓子製造営業許可等を得ている施設において、実際に調理・販売を試みることができるものである。飲食店を開業するためには、初期費用として通常 1,000 万円、居抜き物件であっても 400 万円程度必要であり、大きな金銭的ハードルが存在する。また、開業後、3年で5割、10年で9割が廃業するとの統計もあり、開業の決断をするためには、大きな精神的ハードルも存在するところである。当該施設では、利用者が週に1、2回程度低価格で利用し、仕入・顧客の開拓・営業等を実施するとともに、創業支援機関が実施する相談・セミナー等により知識の取得を行い、実践を伴う起業準備期間を提供する。このことは、創業者が抱える様々なハードルを取り除くことに貢献し、実際の創業者の増加に資するものであると考える。

創業者の増加は、市内の空き店舗の解消、地域・商店街の活力や魅力の増進を図り、市外に流れていた消費者の需要を市内で満たす循環型の社会の構築となり、市内の企業の発展及び市内に住む人々の生活の豊かさにも繋がるものであるため、前期から引き続き、本部会はシェアキッチンによる創業支援に取り組むこととした。

2) 具体的な取り組み内容

①シェアキッチンの開設、概要等

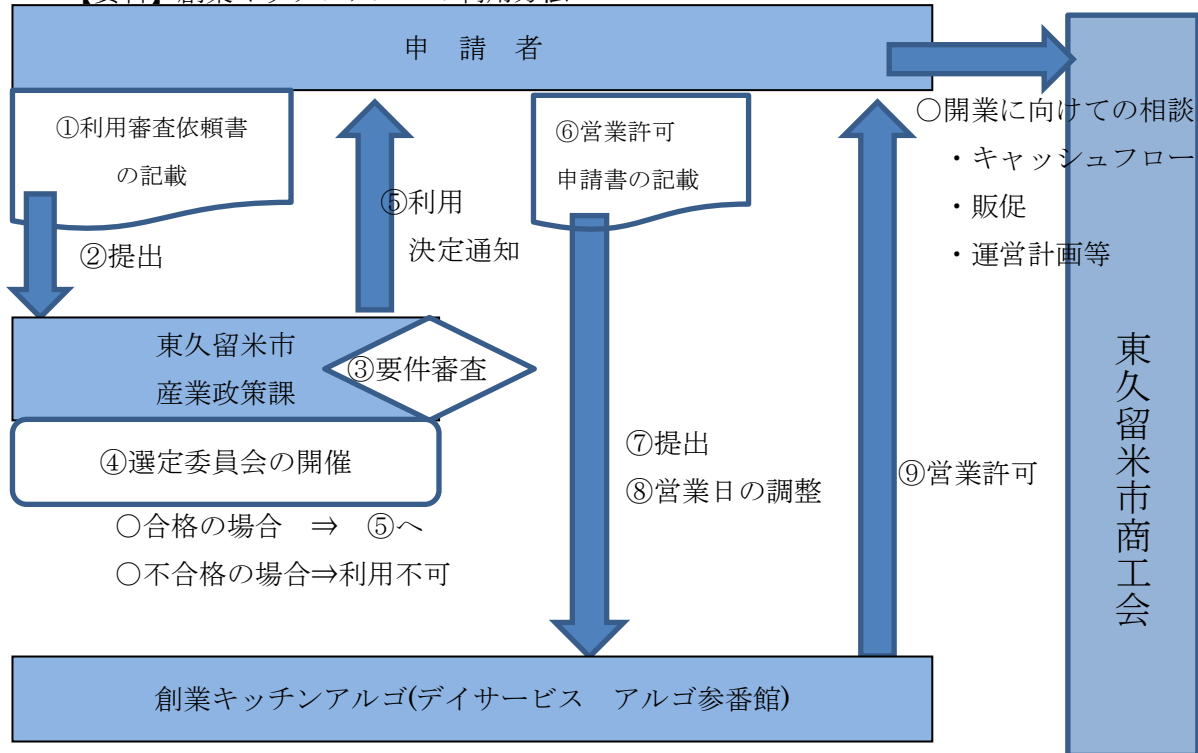
シェアキッチンによる創業支援の取り組みについては、第5期の本部会において近隣市の事業の視察を行うとともに、市に対し、実施体制や関係法令の整備の提言・助言を行った結果、平成31年4月1日に「創業キッチンアルゴ」が開設した。「創業キッチンアルゴ」は、民間企業、地域産業推進協議会、東久留米市商工会、市が協力し、運営を行うもので、概要及び利用方法、各機関の役割については以下のとおりである。

～【資料】創業キッチンアルゴの概要～

名称	創業キッチンアルゴ (デイサービス アルゴ参番館内)
利用対象者 (全てに該当する者)	①市内で飲食業の創業をしようとする者、又は考えている者 ②暴力団員による不当な行為の防止などに関する法律(平成3年法律第77号)に規定する暴力団員等でない者
利用料金	15,000円/月 ※利用開始から2か月間は10,000円/月
登録料	10,000円
利用可能日時	土曜もしくは日曜の内の各半日 午前の部 9時30分～15時00分、午後の部 16時00分～21時30分 ※概ねの目安。時間については別途調整可能
利用承認期間	2年

所在地 アクセス	〒203-0033 東京都東久留米市滝山 4-1-40 西武池袋線 東久留米駅西口下車 西武バス 13分 (バス停：団地センターより徒歩2分)
建物	1 構造：鉄骨造 1階部分 2 開館時間 ① 介護事業 営業日：月曜日から金曜日（土曜・日曜・年末年始は休み） 営業時間：午前8時30分～午後5時00分 ② シェアキッチン事業 上記のとおり（ただし、当該事業の利用者がいない場合、閉館）
許可	飲食業営業許可

～【資料】創業キッチンアルゴの利用方法～



～創業キッチンアルゴの運営における各役割～

民間企業	施設の管理、利用者の管理・利用日時等の連絡調整
地域産業推進協議会	創業支援（事業者（農家）紹介、空き店舗紹介等）、事業提案
東久留米市商工会	創業支援（補助金・助成金の相談、経営相談等）
市	事業の周知、利用者の選定、各機関との連絡調整

②創業キッチンアルゴの周知、利用希望者について

創業キッチンアルゴの利用者を募集するため、本部会では市に対し、チラシの作成及び祭りや創業者が集うマルシェ・セミナー等での広報を行うよう提言を行った。その結果、以下のようなチラシが作成され、市内の様々なイベントにおいて配布が行われた。その結果、多くの利用にかかる問い合わせが寄せられるとともに、施設見学があった。

～【資料】創業キッチンアルゴの利用者募集チラシ「東久留米のシェアキッチン」～



東久留米のシェアキッチン

あなたの得意料理で
お店を開きませんか？

■シェアキッチンとは
営業許可を得た飲食店の設備を利用者間でシェアすることにより、自身の料理を販売するお店を安く始められるキッチンです。

東久留米のシェアキッチン「創業キッチンアルゴ」は、土曜日もしくは日曜日限定で利用でき、自身のオリジナルメニューや価格を設定することが可能です。

■開業設備資金 0円～
機材が故障・廃棄が定まるため、イニシャルコストが少額で済みます。

■商店街内の好立地
商店街内に立地しているため、多くの集客が期待されます。

■安心のサポート体制
数多くの創業支援実績のある東久留米市職工が伴走し、支援を行います。

創業キッチンアルゴ

お問い合わせ 東久留米市役所 産業政策課 042-470-7743



■開業要項

利用対象者	市内で飲食店の創業をしようとする者、又は考えている者
月額料金	15,000円/月×5.5時間×4回(5回利用できる月もあります。)
利用時間	※利用開始から2か月間は10,000円/月
登録料	10,000円
※要資格	食品衛生責任者講習の修了資格

■施設について

名 称	創業キッチンアルゴ(チャイサービス アルゴ夢番街内)
所 在 地	〒203-0033 東京都東久留米市滝山4-11-40
アクセス	西武池袋線 東久留米駅西口下車 西武バス 13分(バス停：国総センターより徒歩2分)
設備・備品	テーブル4台、イス16脚、3口コンロ、 フライパン、鍋、箸、皿、茶碗、グラス等

■見取り図





～【資料】周知・広報のスケジュール～

平成31年4月	東久留米市報に掲載 市HPへの掲載
平成31年5月	チラシ「創業キッチンアルゴ」作成・配布
令和元年8月	チラシ「東久留米のシェアキッチン」作成 「滝山・前沢みんなの夏祭り」にてチラシ配布
令和元年9月	『女性の起業を応援 〈ひがしくるめハナサク biz〉 交流会「咲く咲くカフェ」』にてチラシ配布
令和元年10月	「麦の収穫祭」にてチラシ配布

③創業キッチンアルゴの利用者選定・決定

創業キッチンアルゴの広報・周知に努めた結果、令和2年2月に利用希望の申込みがあった。当該施設の利用に当たっては、本部会員と施設管理者が委員を務める選定委員会で審査を行うこととなっており、同月に開催された選定委員会において1名の利用が決定された。

④創業キッチンアルゴにおける営業開始・内容、創業支援

利用者は営業に向け、施設所有者との日程調整や施設の説明、東久留米市商工会からの起業相談・助言、材料及び器具備品の購入等の準備（概ね2カ月間）を行った。当初は、4月4日（土）にプレオープンし、以降の毎週土曜日に営業する予定であったが、新型コロナウイルス感染症の影響のため、延期となった。

しかしながら、緊急事態宣言が解除され、経済活動が一定程度平常に戻りつつある令和2年7月4日（土）に創業キッチンアルゴの利用者第1号店「カレー屋KEN」がオープンした。オープン初日はお客で施設が満員となり、営業終了時間を待たずに完売し、それ以降も、多少の上下はありつつも多くの来客がある。「カレー屋KEN」は現在、試行錯誤を行いながら、下記のとおり営業をしている。

また、本部会のカレー屋KENへの支援は、この創業キッチンアルゴが利用者の実際の営業を学ぶ場ということ踏まえ、過剰な支援は慎みつつ、客としての訪問、本部会事務局を通じての営業にかかる助言及び環境整備、補助金の情報提供等を実施した。

○「カレー屋KEN」のあゆみ（令和2年7月～令和3年1月まで）

毎週土曜日の昼部門で営業中

- ・ 7月4日 営業開始
- ・ 7月中旬 東京都商工会連合会からの取材
株式会社 ジェイコム東京 西東京局からの取材
- ・ 8月8日 新商品：アイス／ホットコーヒー販売開始
- ・ 8月22日 新商品：梅チキンカレーの期間限定販売開始
- ・ 9月3日 テイクアウト販売開始
- ・ 9月26日 新商品：マンゴーラッシーの販売
- ・ 11月7日 新商品：豆チキンカレーの期間限定販売開始

～【資料】カレー屋KENのSNS投稿記事、チラシ～



考 察

本部会におけるシェアキッチンによる創業支援は、主に任期期間前半の「創業キッチンアルゴの周知・広報、利用者の発掘」と後半の「利用者の支援」に分けられる。前半については、利用者募集チラシ等の活用を提言・配布を行った結果、多くの問い合わせ・施設見学があり、大きな効果があったと考える。しかしながら、興味はあるが、利用するための最初の一步が踏み出せない方が多数を占め、実際の利用に中々至らない状況であった。そこで、最初の一步を支援するため、後述する「創業セミナー」の事業の構築に至った。また、後半については、利用者は非常にやる気があり、新しいことに挑戦する意欲的な若者であったため、支援に力を入れるべく、様々な支援策が議論されたが、本事業の「実際の営業を学ぶ」という性質上、過剰な支援は慎み、事務局を通じてのできる限りの支援を行った。

現在は利用者が一人しかおらず、利用者間の競争や情報交換等による成長等の相互作用がないため、今後は、利用者を増やすことが大きな課題である。

3. 創業セミナーについて

1) 取り組んだ理由

本部会において、シェアキッチンによる創業支援を更に効果的に行う方策の議論を積み重ねた結果、創業セミナーを行うことを決定した。創業セミナーは、創業キッチンアルゴの周知及び新たな創業希望者の発掘が行える事業を模索した結果、下記のような事業案となった。実施については、第1回目を令和2年6月に開催し、その後、複数回の開催を予定していたが、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う影響により無期限延期となり、本部会の任期内に実施はできなかった。

～【資料】創業セミナーにかかる事業実施概要案～

事業名	(案)「事業者の屋号」 営業中 in 創業キッチンアルゴ
開催場所	創業キッチンアルゴ (デイサービスアルゴ参番館内)
主催・共催	【主催】 東久留米市地域産業推進協議会 【共催】 東久留米市、東久留米市商工会
講師	市内事業者
対象者	創業希望者【定員15名】+ランチのお客
開催主旨	多くのファンを獲得し、現在も市内で活躍されている創業者の成功体験や苦労話等をお話いただくことで、創業希望者に学習の場を与えると同時に、創業機運を醸成する
事業内容	4部構成 (開始時間 9時30分～) 【1部(45分程度)】 東久留米市内の人気の飲食店を招き、創業からこれまでの苦労や成功体験を聞くセミナー 【2部(10分程度)】 市より、創業事業、創業キッチンアルゴの紹介 【3部(50分程度)】 セミナー参加者間で、情報交換、名刺交換 【4部(ランチ時間終了まで)】 講師が、創業キッチンアルゴにて営業実施 (飲食物の調理・販売)
期待される効果	①成功体験による創業希望者の創業への意欲付け、情報交換 ②市の創業事業の紹介 ③講師のお店のPR ④創業キッチンアルゴの周知
事業経費	○講師の謝金 30,000円 (飲食代は講師の収入) ○宣伝費・事務費 10,000円

考 察

シェアキッチンによる創業支援の事業において、創業希望者の発掘・育成の必要性を認識したため、実施を検討した事業であるが、コロナ禍により実現に至らなかった。

当該セミナーの実施は、創業に興味を持つ人を増やすこと、創業に向けての最初の一步を踏み出せない者の背中を押すことを目的として行うものであるが、付随的な効果として、創業キッチンアルゴの更なる利用者の獲得やセミナー講師のお店の宣伝等に繋がることも期待できる大変良い事業であると考えため、引き続き実施の方策を模索する。

(2) 今後の課題・継続事業

新産業創出推進事業部会においては、前期より引き続き「企業誘導及び市内の企業の流出防止」及び「シェアキッチンによる創業支援」を中心に取り組んできた。その結果、前者においては土地所有者と事業者とのマッチング交渉が行われ、2件の事業用地化が実現した。また、後者においては、創業キッチンアルゴにおいて、創業希望者の利用の段階に至り、現在も創業支援を行っている状況である。

両者ともに周知、利用者の増加という点においては課題が残るが、複数期に渡って事業を行ってきた成果としては、素晴らしいものになったと考える。特に、「企業誘導及び市内の企業の流出防止」については、発足当初より本部会の最重要課題として位置づけ、6年間試行錯誤した結果、準工業地域内の土地の事業用地化に繋がった。これは、本部会が提言し制度化された「東久留米市立地希望者情報の提供事業実施要綱」に基づくマッチングではなかったが、この制度は本事業に非常に有効な施策であり、引き続き当該制度の運用により本部会が目指した最良の結果を迎えることができると考える。本部会がここまで実現できたのは、歴代の部会員の情熱と思い、また、東久留米市商工会をはじめとした関連機関と緊密なる連携及び様々な情報提供・協力体制を得られる制度の確立等の6年間の積み重ねによるものであり、これにより本部会の設立意義を一定程度果たしたと考える。そのため、当該事業については、今期を集大成とし、次期の地域産業推進協議会にて取り組むことはないと考え、これまで構築した制度・関係機関との連携体制を活用し、市及び東久留米市商工会が中心となり、引き続き取り組んでいただきたい。

一方、「シェアキッチンによる創業支援」は創業者を生み出し、地域の活性化・多様化に繋がる重要な取り組みであり、一定の節目を迎えるまで地域産業推進協議会において取り組んでいただきたいと考える。

3期に渡り設置された本部会は、多くの関係者・関係機関の協力がなければ、立ち行かず、また、このような成果が得られたとは考え難いところであり、この場を借り、皆様に御礼を申し上げる次第である。

第3 協議会の今後の展開について

(1) 協議会の2年間の取り組みについて

本協議会は、平成14年度に設置された、「東久留米市地域産業振興会議設立準備会」に端を発し、これまでに柳久保小麦をはじめとする東久留米市ならではの農産物を活用した商品開発に取り組み、商品化・ブランド化に至っている。また、多くの地域密着型の産業振興事業を企画運営し、恒例事業として市外からも一定の参加者を得ている「開運七福神めぐり事業」については、平成27年からは実行委員会形式での実施に移行した。

平成23年には地域資源PRマスコットキャラクターとして、「湧水の妖精るめちゃん」を制定した。東久留米の魅力を発信するキャラクターとして広く活用してきた結果、市民にとって愛着のあるキャラクターとして認知され、マンホール蓋のデザインや市政施行50周年記念ロゴへの活用に至った。

第6期の協議会においては、第5期に引き続き、自治体の魅力を発信する取り組みを行う情報発信推進事業部、税収増加に結び付く創業支援等を行う新産業創出推進事業部、継続的に地域密着型の産業振興事業を行うイベント推進事業部の3つの事業部を設置した。

第6期の期間中、新型コロナウイルスの感染が拡大し、予定していた事業を中止するなどの影響を受けたが、制限がある中でも進められる事業には取り組み、新しい生活様式に即したイベントも実施した。

「情報発信推進事業部」は第5期から取り組みを進めたSNSにおける発信の強化に加え、YouTubeチャンネルを立ち上げ、様々な情報の発信に務めた。コロナ禍において、国民の行動が制限される中、マイクロツーリズムが推奨されメディアにおいても首都圏周辺の情報が増加した。そうした中、Facebook、Instagram、YouTubeを活用し、商工業、農業、観光、イベント情報等ジャンルを特定せず多くの情報を発信したことで、多くのフォロワーの獲得に繋げることができた。また、複数の媒体で情報を発信することで、それぞれの媒体の傾向及び特徴を捉えることができた。

「新産業創出推進事業部」は、前期協議会から引き続き、市内に立地を希望する事業者と準工業地域の土地活用を希望する所有者のマッチングを図る東久留米市立地希望者情報提供制度の活用を進めた。この取り組みにより、相続などにおける準工業地域の売買のタイミングにおいて、2つの事案で土地所有者に事業者を紹介することができた。

また、前期協議会から引き続いて取り組んだシェアキッチン事業については、コロナ禍で飲食業への向かい風がある中で事業開始に結び付けることができた。

「イベント推進事業部」は前期協議会で取り組んだ農業体験ウォーキングについて、これまで商品化・ブランド化に取り組んできた柳久保小麦に焦点をあて、内容もブラッシュアップして実施した。前回に引き続き、イオンモール東久留米との共催とし、企画、運営

を主に本協議会が担い、広報、費用負担をイオンモール東久留米が担うこととした。今回の事業においても、ヒンメリの会、煮いだんごの会といった市民団体、柳久保小麦の会、中谷製菓（株）といった民間事業者と連携して事業を展開することができた。

また、緊急事態宣言の発令により中止となった「ブラック・ジャック&ピノコ像完成除幕式」については、情報発信推進事業部とのプロジェクトチームを結成し、事業部会の枠を超えて議論した。イベントの実施には至らなかったものの、今後の本協議会の在り方として一つもモデルとなったことを評価したい。

（２）協議会を取り巻く時代の潮流

第6期の協議会設置期間中においては、令和2年（2020年）に市制施行50周年を迎え、2020年東京オリンピック・パラリンピックが開催されることもあり、新たな時代を見据えた飛躍の一年と考えていたが、中国湖北省武漢市を中心に発生した新型コロナウイルス感染症が令和元年（2019年）12月以降、短期間で全世界に広がり、我が国においても令和2年（2020年）4月に緊急事態宣言が発令され、東京都では店舗等における営業時間の短縮や、不要不急の外出抑制などの措置がされた。新型コロナウイルス感染症拡大を防止するため、新しい生活様式が奨励され、国民生活は一変した。日本の経済にも大きな影響を及ぼし、とりわけ衣・食・泊の業種が打撃を受け、雇用関係においても月間の有効求人倍率が1倍を下回る状況が発生している。

一方、新型コロナウイルス感染症の拡大により、テレワーク、リモートワークの導入などDX（デジタルトランスフォーメーション）の取り組みが加速した。働き方の変化により、都心のオフィスへ通勤する必要が無くなり、大きな流れまでには至っていないものの、都心から郊外への人口流出が出始めている。コロナ以前に引き続き、少子高齢化と人口減少という課題もあるが、郊外への人口流出の流れを好機と捉え、転入超過に結び付く取り組みが重要視される。

また、コロナ以前はインバウンド需要を視野に入れた観光施策が求められていたが、コロナ禍においてはマイクロツーリズムと言われる短距離観光の重要性が高まっている。引き続き、当市の有する地域資源を活用した事業の展開が重要視される。

SNSやYouTubeが消費行動に大きな影響を与える要素であり、今後の5Gの普及により動画配信の増加が想定され、SNS等の積極的かつ効果的な活用による情報拡散が重要視されている。

(3) 協議会の今後の展開について

コロナ禍において、国は「国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策」の中で、ポストコロナに向けた経済構造の転換・好循環を実現させるため、デジタル改革・グリーン社会の実現、経済構造の転換・イノベーション等による生産性向上、地域・社会・雇用における民需主導の好循環の実現を柱として掲げている。地域・社会・雇用における民需主導の好循環の実現では、地方への人の流れの促進など活力ある地方創りに関する施策が図られる見込みである。

こうした国の方向性を踏まえ、東久留米市を含めた多くの自治体ではコロナ以前から抱えている、少子高齢化、人口減少といった課題に向き合う必要があり、それらに起因して増大する財政需要に対応するため、地域の稼ぐ力を維持成長できるよう労働力と就業先の確保に向けた対応を図る必要がある。

第6期の協議会で進めた、企業誘導及び市内企業の流出防止、シェアキッチンによる創業支援は、地域の稼ぐ力に直結する取り組みであり、SNS等を活用した情報発信、農業体験ウォーキングは少子高齢化、人口減少の進む中において、認知度の向上だけでなく転入超過が期待できる取り組みである。

次期協議会においても委員の議論をベースとし、バランスの取れた産業振興事業に取り組むことが期待される。

本協議会は東久留米市をふるさととして想い、東久留米の歴史や風土を理解し、東久留米の未来を想う人材により構成され、約17年間に亘り、地域の魅力の磨き上げに取り組んできた。事業を企画運営する上で、協議会委員がそれぞれの立場で人的ネットワークの結節点としての役割を担ってきたことが、大きな結果に繋がっているものと考えている。今後も「にぎわいと活力のあるまち」として東久留米を発展させるため、東久留米を思う人々を結びながら、様々な分野について積極的な検討をされるよう次期協議会に期待したい。

東久留米市地域産業推進協議会委員の皆様へ

新型コロナウイルス感染症により、皆様の職業においても様々な影響が出ていることと推察しており、心よりお見舞いを申し上げます。

また、地域産業推進協議会で予定していた各種事業についても、延期せざるを得ない状況となりました。事業実施に向けてご尽力いただいている皆様に心より感謝申し上げますとともに、引き続きのご協力をお願いいたします。

目に見えない新型コロナウイルス感染症との闘いに私自身も不安を抱えた日々を過ごしていますが、必ず乗り越えられる日が訪れると信じております。

さて、地域産業推進協議会の事務局となる産業政策課においては、国や都の給付金や資金繰りに関する相談が増加していると伺っております。現段階では①感染拡大の防止～②雇用の維持と事業の継続のフェーズにあると考えておりますが、この時期を過ぎると、③経済活動の回復～④強靱な経済構造の構築のフェーズへと移行します。並木市長を旗振り役として様々な経済対策が検討されていると伺っておりますが、③経済活動の回復期には、地域産業推進協議会に対する期待も高まり、またその際には、国の示す「新しい生活様式」に沿った事業の実施が求められるものと考えております。

言うまでも無く、地域産業推進協議会は商工業関係者、農業関係者、青年会議所関係者、有識者から組織された他の地域には例の無い協議会であり、協議会設置以降、地域の魅力を生かした様々な事業を実施してきました。今般の新型コロナウイルス感染症からの回復期にも、これまでの知識と経験の蓄積を活かし、「新しい生活様式」に対応した事業が実施できるものと考えております。

現時点において、事業部長をはじめ委員全員が集まった協議会開催はできませんが、委員各自においては、「新しい生活様式」に対応した事業について、アイデアを膨らませていただければ幸いに存じます。

できるだけ早い段階で新型コロナウイルス感染症が収束し、元気な姿で皆さんと意見交換できる日を楽しみにしています。

令和2年5月14日

東久留米市地域産業推進協議会会長 篠宮 宣典

参 考 资 料

資料1 地域産業推進協議会設置要綱

平成22年7月12日東久留米市訓令乙112号

東久留米市地域産業推進協議会設置要綱

(設置)

第1 東久留米市(以下「市」という。)における産業振興事業の推進にあたり、各関係機関、諸団体等が相互のつながりを強化し、協働事業として実施するため、東久留米市地域産業推進協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(定義)

第2 この要綱において「産業振興事業」とは、農業及び商工業のほか、市の資源を生かした観光、教育、文化及びスポーツ事業等を包括し、かつ、産業振興事業の実施により市内の農業者及び商工業者の事業が活性化することをいう。

2 この要綱において「東久留米市地域産業振興懇談会(以下、「懇談会」という。)」とは、市、商工会及び金融機関等が中心となり設立した企業支援活動に取り組む機関による懇談会のことをいう。

(所掌事項)

第3 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

(1) 市の産業振興事業の構想、企画及び推進に関すること。

(2) 懇談会で決定又は提案された情報及び支援施策に基づいた構想、企画及び推進に関すること。

(3) 前各号のほか、市の産業振興に必要な事項

(組織)

第4 協議会は、委員12人以内をもって組織する。

2 協議会の委員は、農業関係者、商工業関係者及び有識者とし、市長が委嘱する。

3 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

4 委員に欠員が生じたときは、市長は委員を補充することができる。ただし、任期は前任者の残任期間とする。

5 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が任命されるまで引き続きその職務を行うものとする。

(会長及び副会長)

第5 協議会に会長及び副会長を置き、委員のうちから互選する。

2 会長は、会務を総理する。

3 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理する。

(会議)

第6 協議会は、会長が招集し、委員の過半数の出席により成立する。

2 協議会の議事は、出席委員の過半数により決する。ただし、可否同数のときは、会長の決するところによる。

3 会議は、原則公開するものとする。ただし、協議会に諮り、公開しないことができる。

4 協議会が必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席をさせて意見を聴くことができる。

(企画推進事業部)

第7 会長は、協議会又は懇談会で企画した事業を具体的に推進するため、企画推進事業部（以下「事業部」という。）を置くことができる。

2 事業部は、既存産業の発展及び新産業の創出を常に考慮し、事業の推進に努めるものとする。

3 事業部が必要と認めるときは、委員以外のものを出席させて意見を聴くことができる。

4 事業部は、協議会に事業部の決定事項等について報告する。

(事業部の組織)

第8 事業部の委員は、協議会の委員で構成する。

(事業部長及び副事業部長)

第9 事業部に事業部長及び副事業部長を置き、委員のうちから互選する。

2 事業部長は、会務を総理する。

3 副事業部長は、事業部長を補佐し、事業部長に事故あるときはその職務を代理する。

(報償費)

第10 委員に対しては、職務の遂行に要する報償を予算の範囲内で支給する。

(庶務)

第11 協議会の庶務は、市民部産業政策課において行う。

(委任)

第12 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、会長が別に定める。

付 則

この訓令は、平成22年7月12日から施行する。

付 則

この訓令は、平成24年8月8日から施行する。

付 則

この訓令は、平成26年9月29日から施行する。

付 則

この訓令は、平成28年11月30日から施行する。

付 則

この訓令は、平成31年1月29日から施行する。

資料2 地域産業推進協議会委員名簿

氏名	区分	役職	期間	所属 推進事業部会
シノミヤ 篠宮 宣典	商工業関係	会長	平成31年2月25日～ 令和3年2月24日	
オオヤマ 大山 ヒロツグ 裕嗣	商工業関係	副会長	平成31年2月25日～ 令和3年2月24日	情報発信推進事業部会
アキタ 秋田 シゲヨシ 茂良	農業関係者		平成31年2月25日～ 令和3年2月24日	新産業創出事業部会
イトウ 伊藤 ナルミ 成美	商工業関係		平成31年2月25日～ 令和3年2月24日	イベント推進事業部会
イワサキ 岩崎 テツジ 哲二	商工業関係		平成31年2月25日～ 令和3年2月24日	新産業創出事業部会
カミナオ 上猶 マミ 真美	有識者		令和2年4月17日～ 令和3年2月24日	情報発信推進事業部会
コジマ 小嶋 アツオ 敦夫	有識者		平成31年2月25日～ 平成31年4月24日	情報発信推進事業部会
サイトウ 齋藤 マサト 正人	商工業関係	事業部長	平成31年2月25日～ 令和3年2月24日	新産業創出事業部会
シノミヤ 篠宮 タケヒロ 武博	農業関係		平成31年2月25日～ 令和3年2月24日	イベント推進事業部会
シノミヤ 篠宮 トシノリ 利則	商工業関係		平成31年2月25日～ 令和3年2月24日	情報発信推進事業部会
ツチダ 土田 ケンタロウ 健太郎	商工業関係		平成31年2月25日～ 令和3年2月24日	イベント推進事業部会
ミズコシ 水越 ヤスヒロ 泰弘	有識者	事業部長	平成31年2月25日～ 令和3年2月24日	イベント推進事業部会
ヨコヤマ 横山 カズコ 和子	農業関係	事業部長	平成31年2月25日～ 令和3年2月24日	情報発信推進事業部会
ヨシヒロ 吉弘 タクオ 拓生	有識者		平成31年4月25日～ 令和2年4月16日	情報発信推進事業部会

資料3 会議開催経過

<地域産業推進協議会>

開催日	会議種別	主な内容
平成31年2月25日	第1回	(1)委嘱書の交付 (2)今までの取り組み経過と今後の進め方について
令和元年5月29日	第2回	(1)委嘱書の交付 (2)協議事項 ①各事業部会の今後の取り組みについて
令和元年8月20日	第3回	(1)協議事項 ①各事業部の取り組みについて（報告・質疑応答）
令和元年12月4日	第4回	(1)協議事項 ①各事業部の取り組みについて（報告・質疑応答）
令和2年4月17日 ゝ 令和2年4月30日 (書面開催)	第5回	(1)委嘱書の交付 (2)協議事項 ①各事業部の取り組みについて（報告・質疑応答）
令和2年10月5日	第6回	(1)協議事項 ①各事業部の取り組みについて（報告・質疑応答） ②報告書の作成について
令和2年12月16日	第7回	(1)協議事項 ①各事業部の取り組みについて（報告・質疑応答） ②報告書の作成について
令和3年2月15日 ゝ 令和2年2月19日 (書面開催)	第8回	(1)協議事項 ①各事業部の取り組みについて（報告・質疑応答） ②報告書の作成について

<事業部>

① 情報発信推進事業部

開催日	会議種別	主な内容
平成 31 年 2 月 25 日	第 1 回	(1)事業部長の選任について (2)第 6 期の取り組みについて
平成 31 年 3 月 22 日	第 2 回	(1)副事業部長の選任について (2)情報発信推進事業部会の事業について (3)具体的な情報発信について
平成 31 年 4 月 25 日	第 3 回	(1)「東京はしっこ♡チョコっと東久留米」 Facebook、Instagram の稼働について (2) 情報発信推進事業部会の事業について
令和元年 5 月 29 日	第 4 回	(1)「東京はしっこ♡チョコっと東久留米」 Facebook、Instagram の稼働について (2) 情報発信推進事業部会の事業について ①多摩の魅力発信イベントの参加について ②令和元年度「ダイヤモンド富士東久留米」事業の実施について
令和元年 6 月 27 日	第 5 回	(1)情報発信推進事業部会の事業について ①多摩の魅力発信イベントのアイデア募集について ②ゆるキャラグランプリ 2019 投票のお願いについて (2) SNS 講座開催に向けた調査の進捗状況について
令和元年 7 月 24 日	第 6 回	(1)情報発信推進事業部会の事業について ①ゆるキャラグランプリ 2019 投票啓発事業行程案について ②多摩の魅力発信イベントアイデアの応募状況について ③デザインマンホール蓋のデザインについて
令和元年 8 月 20 日	第 7 回	(1)情報発信推進事業部会の事業について ① (多摩の魅力発信イベント出展内容について ②ゆるキャラグランプリ 2019 投票啓発事業について
令和元年 10 月 2 日	第 8 回	(1)情報発信推進事業部会の事業について ①多摩の魅力発信イベント行程表 (案) について ②WEB・SNS 講座開催計画 (素案) について
令和元年 11 月 13 日	第 9 回	(1)情報発信推進事業部会の事業について ①多摩の魅力発信イベント行程の最終確認について
令和元年 12 月 4 日	第 10 回	(1)情報発信推進事業部会の事業について ①多摩の魅力発信イベント報告書 (案) について ②SNS 講座に向けた開催計画 (案) の一部修正について
令和 2 年 1 月 29 日	第 11 回	(1)情報発信推進事業部会の事業について ①SNS 講座に向けた開催計画 (案) について ②情報発信推進事業部会令和 2 年度事業について ③令和 2 年度デザインマンホール蓋設置箇所について
令和 2 年 2 月 26 日	第 12 回	(1)情報発信推進事業部会の事業について ①SNS 講座に向けた開催計画 (案) について ②情報発信推進事業部会令和 2 年度事業について

令和2年6月22日	第13回	(1)情報発信推進事業部会の事業について ①情報発信セミナー開催計画(案)について ②東京はしっこ♡チョコっと東久留米について (2)ファミリーマート直営店(本町2丁目店)からの提案について
令和2年7月27日	第14回	(1)情報発信推進事業部会の事業について ①情報発信セミナーの開催について ②「第25回ふるさとイベント大賞」の対象イベントについて
令和2年10月5日	第15回	(1)情報発信推進事業部会の事業について ①ブラック・ジャックモニュメント完成除幕式について
令和2年11月18日	第16回	(1)情報発信推進事業部会の事業について ①ブラック・ジャックモニュメント完成除幕式&情報発信について (2)湧水の妖精るるめちゃんイラスト利用について (3)【第6期】地域産業推進協議会報告書について
令和2年12月16日	第17回	(1)情報発信推進事業部会の事業について ①ブラック・ジャックモニュメント完成除幕式&情報発信について (2)【第6期】地域産業推進協議会報告書について
令和3年2月3日 ? 令和3年2月10日 (書面開催)	第18回	(1)【第6期】地域産業推進協議会報告書について

② イベント推進事業部

開催日	会議種別	主な内容
平成 31 年 2 月 25 日	第 1 回	(1)事業部長の選任 (2)現在取り組んでいる事業（引継事業）と今後取り組む事業について
平成 31 年 4 月 2 日	第 2 回	(1)副事業部長の選任 (2)特産品マップ「東久留米大好きっ！」の完成について (3)本事業部会の取り組みと予算について
令和元年 5 月 16 日	第 3 回	(1)今期の活動について (2)今後取り組む事業について
令和元年 7 月 17 日	第 4 回	(1)今期の活動について (2)今後取り組む事業について
令和元年 9 月 12 日	第 5 回	(1)農業体験ウォーキング（11 月 24 日）の内容について (2)今後取り組む事業について（ヨガイベント、50 周年記念事業等）
令和元年 11 月 13 日	第 6 回	(1)農業体験ウォーキング（11 月 24 日）の内容について (2)今後取り組む事業について（ヨガイベント、50 周年記念事業等）
令和 2 年 9 月 8 日	第 7 回	(1)今期の活動について（令和 2 年度の方針及び取り組む事業）
令和 2 年 10 月 5 日	第 8 回	(1)情報発信推進部会&イベント推進事業部会の事業について
令和 2 年 12 月 8 日	第 9 回	(1)ブラック・ジャックモニュメント完成除幕式等について (2)今期報告書（案）について

③ 新産業創出推進事業部

開催日	会議種別	主な内容
平成 31 年 2 月 25 日	第 1 回	(1)事業部長の選任 (2)事業部長の挨拶
平成 31 年 3 月 28 日	第 2 回	(1)副部会長の決定について (2)第 5 期地域産業推進協議会からの取組事項について ①シェアキッチンにかかる取組について ②企業転出防止に係る準工業地域に係る取組について (5)第 6 期の本部会の事業について
令和元年 5 月 21 日	第 3 回	(1)シェアキッチンについて (2)準工業地域に係る企業誘導について
令和元年 7 月 30 日	第 4 回	(1)創業支援について ①東久留米市の創業支援計画について ②シェアキッチンについて (2)準工業地域に係る企業誘導・流失防止について ①市長の企業訪問について ②東久留米市立地希望者情報の提供事業について
令和元年 10 月 28 日	第 5 回	(1)準工業地域に係る企業誘導・流失防止について (2)創業支援について ①シェアキッチンについて ②新たな募集方法・利用方法について
令和 2 年 2 月 28 日	第 6 回	(1)準工業地域に係る企業誘導・流失防止について (2)創業支援について ①創業キッチンアルゴの利用者選定・支援方法 ②創業セミナーの実施方法
令和 2 年 8 月 5 日	第 7 回	(1)準工業地域に係る企業誘導・流失防止について (2)創業支援について ①創業キッチンアルゴの利用状況について ②創業キッチンアルゴの利用者に対する支援について (3)創業セミナーについて
令和 2 年 11 月 17 日	第 8 回	(1)準工業地域に係る企業誘導・流失防止について (2)創業支援について ①創業キッチンアルゴの利用状況について ②創業キッチンアルゴの利用者募集について (3)新産業創出推進事業部会の報告書について
令和 3 年 2 月 3 日	第 9 回	(1)新産業創出推進事業部会の報告書について

東久留米市地域産業推進協議会

報 告 書

(平成31年2月～令和3年2月)

発行日／令和3年2月

発行／東久留米市市民部産業政策課

住所／〒203-8555

東久留米市本町三丁目3番1号

電話／042-470-7777 (代表)

URL／<http://www.city.higashikurume.lg.jp/>

E-mail／sangyoseisaku@city.higashikurume.lg.jp